**地区計画の区域内における行為の届出　必要書類（つづり方）**

7

10

1

6

8

9

11

12

2

3

4

5

**１　行為の届出必要書類**

　**正1部　副１部　合計２部提出**

|  |  |
| --- | --- |
| 　１ | 地区計画の区域内における行為の届出書 |
| 　２ | 「地区計画の区域内における行為の届出書」チェックシート　**※正本のみ必要、副本には不要** |
| 　３ | 確認書（西改田地区、上尻毛地区）、同意書、確認書※**署名または記名押印が必要です。**※行為の場所が、区画道路拡幅用地に属する場合※用地を提供することが困難な場合は、土木調査課までお問合わせください。 |
| 　４ | 位置図 |
| 　５ | 字絵図（公図） | ※3か月以内で最新の内容のもの。コピー可、登記情報提供サービスにより取得した登記情報でも可 |
| 　６ | 土地登記全部事項証明書 |
| 　７ | 配置図 |
| 　８ | 各階平面図 |
| 　９ | 立面図（２面以上） |
| １０ | 求積図 |
| １１ | 造成計画図 |
| １２ | その他　・売買契約書、借地証明の写し等　※届出者と土地所有者が異なる場合・土地所有者の住民票、戸籍の附票等　※土地所有者住所と土地登記事項証明書の所有者住所が異なる場合・参考となるべき事項を記載した図書※住民票等は3か月以内で最新の内容のもの。コピー可 |

**２　届出行為の種類ごとの必要書類番号**

(1) 土地の区画形質変更 ･･･（１、２、３、４、５、６、１０、１１、１２）

(2) 建築物建築または工作物建設 ･･･（１、２、３、４、５、６、７、８、９、１０、１２ ）

(3) 建築物等の用途変更 ･･･（１、２、３、４、５、６、７、８、９、１０、１２ ）

(4) 建築物等の形態又は意匠変更 ･･･（１、２、３、４、５、６、７、８、９、１０、１２ ）

※図面作成上まとめて記載した場合はこの限りではありません。

※詳細は「地区計画の区域内における行為の届出書」チェックシートおよび記入例を参照してください。

**３　書類の提出先**

**以下の地区は土木調査課へ提出**

芥見南山３丁目、大洞１丁目、河渡、太郎丸、厳美・春近、上芥見、芥見、芥見大般若、岩、

日置江、大脇・中島、東改田、小西郷、木田、下西郷、中・小野、中西郷、西改田北向、

西改田表川、西改田若宮、西改田宮堀第１、西改田宮堀第２、上尻毛地区

**上記以外は都市計画課で確認してください。**